

平成24年（2012年）第5回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年10月25日（木曜日）

招集年月日 平成24年10月25日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年10月25日（木）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
農林水産課長	武岡芳樹	紀伊長島総合支所長	世古雅則

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|--------|---------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | 議案第54号 | 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結について |
| 第5 | 報告第8号 | 専決処分の報告について |

会議録署名議員

18番 北村博司

1番 奥村 仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

平成24年第5回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

谷 吉希議会事務局長

平成24年第5回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年10月25日（木曜日）9時30分開議

- | | |
|----|----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 議案第54号 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結について |
| 第5 | 報告第8号 専決処分の報告について |

以上でございます。

平野倅規議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

18番 北村博司君

1番 奥村 仁君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る10月19日に議会運営委員会が開催され、臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結についてであります。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、これより議案に対する審議を行います。

日程第4

平野倅規議長

日程第4 議案第54号 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結についてを議題とします。本件につきましては、樋口泰生君に直接の利害関係のある事件であることから、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、樋口泰生君の退場を求めます。

(樋口泰生議員：退場)

平野倅規議長

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、平成24年第5回議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、本議会臨時会上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結についてであります。新庁舎議場内の家具備品を整備するための購入につきまして、本契約の締結が「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

続いて、内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場 幹総務課長

おはようございます。それでは、内容につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書

の1ページをお願いいたします。

議案第54号 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結について

次のとおり備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,678万3,200円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3430番地1
有限会社 ひぐち文具店
取締役 樋口富美子

平成24年10月25日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

役場本庁舎の移転に伴う議場内の家具備品の整備を行うため、平成24年10月15日に入札執行した、紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約を締結するにあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして、2ページの資料1をお願いいたします。資料1につきましては、上のほうから購入費がございます。購入費の区分の中の請負金額は、1,678万3,200円、備品等の価格につきましては、1,598万4,000円、消費税は、79万9,200円でございます。なお、落札率につきましては、設計金額1,907万2,200円で、請負金額が1,678万3,200円でありますので、落札率は、88.00%でございます。

議場家具の概要について、ご説明を申し上げます。2ページの中段でございますが、区分といたしましては、机と壇でございます。机と壇といたしましては、議長・事務局長の机1台、議員机2名用が9台、演台が1台、質問席1台、理事者等の机3人用が6台・2人用が2台、操作卓1台、議長机用の壇でございますが1式、演台用の壇1式でございます。

次に、椅子につきましては、議長椅子1脚、議員・理事者等椅子42脚、傍聴席・記者席椅子36脚でございます。施工費等につきましては、現場施工費・諸経費1式、運搬・搬入費1式でございます。期間につきましては、議会の議決の日から平成24年12月10日までとしております。

続きまして、3ページの資料2をお願いいたします。資料の2につきましては、議場家具備品等の配置図でございます。配置図の下側につきましては、東長島公民館側でございます、議長及び理事者側の席となります。配置図の上側がグラウンド側となりまして、議員の皆様とか、傍聴席側となります。

4ページの資料3をご覧ください。4ページの資料3につきましては、先ほど、申し上げました、議場家具備品の写真でございます。左上が議長・事務局長机、中央が議員・理事者等机、右が演台・質問席の机でございます。左下が議長の椅子、中央が議員・理事者等の椅子、右が傍聴席・記者席の椅子でございます。なお、写真につきましては、カタログから抜き出したものでございまして、縮尺が統一されていないことから、机、椅子等の大きさのイメージが少ししづらいと思います。また、マイク等の設置につきましても、実際には、お1人1本となりますので、写真とは異なりますが、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

続きまして、5ページの資料4でございますが、5ページの資料4は、設計段階におけます概要でございます。設計金額が1,907万2,200円、備品等の価格が1,816万4,000円、消費税は90万8,200円でございます。概要につきましては、それぞれ机・壇、椅子、施工費等に区分し、それぞれ設計金額を記載させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

これで内容の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

すみません。ちょっと高さだけちょっと教えて。今、現状の、課長、演台の高さ、それでここに町長の座っているのってどれなの。議員・理事者はわかるで。一緒なん、これ。いや、今、あんたら座っておるところあるやろ。それはこれか。議員と同じということ。この高さ、今の高さは何cm、これは何cm、低いのが、これ全部。いや、現状は低いもんでさ、今度はちょっと高くなっておるのかということ。それと、議長の机の幅も言ってよ。この写真で見ると、今より狭く見える。それは樋口君ちゃんとわかってしてくれておるんやで、当事者呼んで説明してください。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

まず、今、座っている私の机の高さ、この机の高さでございますが、床面から770でございます。新しいやつです。

10番 東 篤布議員

これは新しいやつ。現状のは。

中場 幹総務課長

現状のは、多分、一緒だと思ったんですけど、すみません、少しお待ちください。ちょっと低いです。

10番 東 篤布議員

低いやろ、それより高くしてもらわなあかんで。いや、議長、これは職員の人がさ、これくらいの高さにしてくれと指示したの。業者がこうやって出したの。

中場 幹総務課長

うちのほうで指示しました。

10番 東 篤布議員

それはあんたらにとってはちょうどええわけやな。770やったら、どうですか、皆さん。こんなもんか。議長の机の幅。局長はこうやって、こないしておらなあかんのやない。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

今、ちょっと測ったんですけど、約72.5。

10番 東 篤布議員

現状がね。72.5。では、議長の机の幅。

中場 幹総務課長

議長の机の幅につきましては、最初というか、現場合わせという部分が少しございまして、今、1m200で聞いております。今より少し狭いです。幅です。議長のところだけ、もちろん別です。議長のところでは960から1m200ということで、最初、設計してございまして、大きさはですね、単価としては変わらないということで、現場合わせの部分があるということで、今は、1

m200で進んでおります。局長のところは800だったと思います。議長機の幅は、1m50です。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

実は、現場の広さを把握いたしまして、その中で図面でおとし入れました。ただ、最初の設計によりますと、例えば、通路を平均では700とるとかというのがございますので、そのへんを調整するという段階の中で、当初は小さかったんですけども、現場合合わせで同じ机ということになりましたので、1,200まで伸ばさせていただきました。ただ、今の現地を測りますと、ほぼギリギリになっていまして、そのへんを調整をさせていただいております。確かに現在の議長の机よりは、少し幅が狭くなりますが、全体の大きさとして合わせていただきました。

平野倅規議長

手を挙げて、東 篤布君。

10番 東 篤布議員

職員の700の幅をとっとるやろ。ちょっと700、そこで差しで測ってみよ。700はとりすぎやろ、そんなもん。そこを縮めたらいい、500に。間。ええかい。片方に300やで、職員の通るところ。

平野倅規議長

東 篤布議員、発言するときは、起立して。

10番 東 篤布議員

ここに300となっておるやろ、はしっこ。これが狭いんや。そして真ん中に700とっておるやろ。そして、ここに590とっておるやんか。そやでおかしくなってくん。この300のところを500にして、ここも500にして、そうしたら、ちょうどこうなってくるわな。こっち側はどんだけやったかな。ここ詰めたらええん、こっちのほうへ。500って、そこで測ってみて、どれくらいある。町長のところでどんだけ。45やろ。500あったら十分やん。ここをこの間を700もとる必要はないっていうんさ。そうやろ。ここを700もとらんでええんって。ここを500に縮めたら議長の机は広がるやん。職員同士の座るところは、両方から入れるわけや。それで、真ん中も通りたいし空けるのもわかるけど、700と広くするもんで、議長の机が狭なっていくんやでき、そこを変えて、ここの700広げるのを50cmに縮めたったら、議長の机がまだ20広がるやん。現状より狭くしたらあかんわ。やっぱり、議会の風格というのものもあるから。みじめに見えるって。町民

に議会軽視されるで。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、そこらもですね、現場を十分把握しましてですね、そのところ、移動とかそういう問題ですので、そういうところは、十分配慮してですね、今、議員の意見も聞きまして、使い勝手のいいというんですか、やっぱり、出たり入ったりする部分もございますので、そういうのも検討させていただきましてですね。

10番 東 篤布議員

この大きさで、単価で出ておるんで、これをあと30cm伸ばしたら値段が変わってくるん。

平野倅規議長

篤布議員、先に言いたいことだけ言わせて。

尾上町長、残っておる部分。

尾上壽一町長

総務課長からちょっと。

平野倅規議長

総務課長、注意しておくけど、議員の説明をちゃんと受けて、それから、バラバラ、バラバラせんと、正解な答えを言って、それからまた次は、質問者から質問を受けるというふうに、ダラダラするような元を作っているみたいやで、気をつけてください。

中場総務課長。

中場 幹総務課長

先ほど、申しあげましたもの含めて、もう一度、正確にお答えさせていただきます。先ほど、議員からご指摘のありました、700等につきましては、現場合合わせの部分もございますので、現在の設計図は700となっておりますが、そのへんの調整は配置ですので、十分可能でありますので、考慮をさせていただきたいというふうに考えております。

それによりまして、議長席・事務局長席も合わせてでございますけれども、余裕ができる部分が発生してこようかと思えます。先ほど、申しあげましたとおり、議長席につきましては、大きさの範囲がございまして、その範囲内は同価格ということでありまして、現場合合わせで行うということでお聞きをしておりますので、その辺も含めまして、調整をさせていただきたい

というふうに思っております。以上でございます。

平野倅規議長

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

いや、同価格やったらええやんか、1,500で。1,500ですということでもいいですか。それで、デザインはこれしかなかったの。今のデザインよりシンプルになっておる。もっとグニョグニョと模様があるようなのはなかったの。

平野倅規議長

総務課長。

中場 幹総務課長

カタログを見ますと、いろいろというか、まず、議場的なカタログというのは、一般の家具と違いまして、ものすごく少ないのは事実でございます。ただ、議員がおっしゃったみたいに、飾り等がついておるのもございます。別注の特注というのもございます。ただ、私どもが選ばせていただきましたのは、製品の中からということで、選ばせていただきました。

それと、大きさにつきましては、限度があったと思いますが、もう一度、そのへんは精査して、大きくできる、現場合わせでできる範囲の中で話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

おまけやで。東 篤布君。

10番 東 篤布議員

議員の机は高さとか幅で使い分ける。これは今のと違って前が出ているので落っていかん、鉛筆を落としたりせんのでええと思うんさ。だけど、議長の席だけは、大紀町の議長のデスク見てきた。近隣も見てきた。劣らんようなのしたってよ。本当に。これは議会というのは中身であって、外身でないのはよくわかるんやけど、やっぱり議会の権威というのもあるでな、ええのしたってくれなあかん。そこのところ頼んで終わります。

平野倅規議長

東 篤布君、またちゃんとできたら、議員に間取りを配付させるように、また頼んでおきます。

次に、中津畑 正量君。

14番 中津畑 正量議員

14番 中津畑です。今度のこの42号の、今日の提案ですが、1,680万円近いお金を使つての机や椅子を新調するという提案です。このことについて、先の全協との話もあったのでですね、密接な関係があるということで、ちょっと1点お聞きします。この新調するにあたってですね、この今使っている、椅子や机が使えないのかどうかということも、ちょっと説明願いたいと思います。前の全協で言ったけど、密接な関係があるのでちょっとお聞きしたいという意味です。ですから、この机や椅子が、使うに足りないということであれば、またそうですが、実際には、42脚の椅子も使うということについてはですね、これはお蔵入りになってしまうのではないかなと思うんですが、使えたら使うべきだという、私の質疑もありました。他の方の意見もありました。その時点ですね、やっぱり検討したのかどうかという点で、やっぱり私は1点聞きたいんです。その点、1点だけお願いします。

平野倅規議長

総務課長。

中場 幹総務課長

お答えをさせていただきます。この机、家具、椅子等の選定でございますが、以前のお話もあったのも事実でございますが、私どもも、再度、現在、お座りいただいている椅子、それと机を、他の市町村にも拝見させていただき、カタログ等もみせていただきました。先ほど、議員さんが申し上げていただきましたが、書類が落ちやすいとか、そういうことで、ちょっと立てようとか、幅が今よりも5cm広くなります。書類を置いた時の幅としては、他と比べて狭いというのございました。それと、これは昔の机でして、固定もしていない部分もございまして、少しやぐい部分もございました。それと椅子につきましては、海山町時代からの相当古い椅子でございまして、もう今、議員さんお座りになっている机、私のも一緒だと思いますが、何と言いますか、背中のもたれとの調整もなかなかできなくなっている部分がたくさんあります。それで改めまして、新調したほうが良いという決断の中でさせていただきました。なお、後ろにございます、役場の職員が座っている椅子がございまして、これにつきましては、他の会議室等で再利用できるんじゃないかということもありまして、そのへんは他で利用するというで今現在、計画を進めているところでございます。よろしく願いをいたします。

平野倅規議長

中津畑 正量君。

14番 中津畑 正量議員

今の説明でいきますと、机の部分についてはね、マイクの関係とか、カメラの関係、これは密接な関係があるということで、私も賛成したところでございます。ところが、机については、これは固定式ですね。そういう意味で新しく変わって、机は新しくする必要もあるだろう。しかし、私はできるだけ、その予算的にですね、いろいろ災害とか、そういうところに使わないかんときにですね、ここらへんは椅子なんかは使えたら使っていく、本当に不具合があるんだったら別ですけど、傷んでいたら別ですけど、今の状態で十分使用可能であるという判断はできなかつたのかどうかという点なんです。その点だけ1点お聞きします。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

椅子について申し上げます。先ほど、中津畑議員がおっしゃったとおりで、すべて1個1個をチェックしたわけではございませんが、例えば、私の座っている椅子等につきましては、キャスターがもう取れます。多分、議員さんお座りの中でも何個かあると思います。ちょっと動かすと、キャスターが外れていくような状態も起こっておりまして、それらのことも頭にありましたので、椅子につきましては、新しくさせていただいた。また、音としてもギーギー、ギーギーいいますし、そのへんも踏まえて、私どもで計画をしたということが事実でございます。以上でございます。

平野倅規議長

中津畑 正量君。

14番 中津畑 正量議員

最後になりますが、私はもうちょっとね、やっぱり公費を使うんですから、慎重に、やっぱり点検もして、キャスターが悪いんだったら、直せるのかどうかも含めてですね、これ私、全然、座り心地が悪いとは思いませんし、別にリクライニングになる必要もないと思います。そういう意味では、今度の椅子のこの絵を見ても、椅子そのものはそんなに変わらない、遜色のない恰好だと思うのです。下にハンドルが付いているから、多少のあれはあるんでしょうけど、そういう点でね、本当にこれらがもうすべてお蔵入りといいますか、長島の議場の中には、今、山積みになっている椅子もございます。そういう点ですと、本当に無駄を省くという意味ではないですが、新調するには越したことはないとは思いますが、そこらへんは節約

をるところはして、やっぱりしていかないと、職員の皆さんも皆、ここの庁舎の椅子を持っていったり、総合支所の椅子を持っていったりするんでしょう。そういう意味ではね、やっぱり、僕は、議会のほうもそこらへんは、別に新しければいいというもんで決してないという思いも強いものですから、そこらへんは1脚ずつやっぱり精査してね、発注するべきだったんじゃないか、そういうことです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

この問題はさ、前にこのまま使おやと、もったいないで、いや、馬蹄式のが長島にあるんやで、使おやと、いろいろ侃々諤々やった挙句、マイクが悪いとか、なんやかんやで、結局、全員の合意、議決ですよ、購入ということに決まったわけや。もう一遍ふり出しに戻るんやったら、俺らも言いたいこと出てくるわけでしょう。やめませんか、こういう。特別委員会で決めたんやで。いや、議員に文句言うんじゃないよ。議員の気持ちはその当時もそうおっしゃっておった。中には他の議員も古いのを使おやという人はおった。でも、全員の討論の結果、購入ということに決まったんですから、ぶり返したらやで、他の議員もまた言いたいこと出てくるで、そういう二度手間になることはやめたほうがよかろうと思うんですが、どうでしょうか、議長。

平野倅規議長

東 篤布君の議事進行にお答えしますけど、篤布君の言っておることはもったいなことだと思います。しかしながら、中津畑議員も自分の持論というのがあって、ここでは、賛成するかどうかはわからんけれども、自分の意見はちょっと言いたいと、聞いていただきたいということと言ったと、私は判断しますので、その点は理解してやっていただきたいと、そういうふうに思いましたので、よろしくをお願いします。

次に、川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

15番 川端。先ほどの前者の関連もありますんですけど、議長の机をあまり極端に狭くするのは、ちょっといかなものかと思います。やはり、議長は瞬時において、いろいろ判断をしたり、議事進行をせんなんときもありますので、いろいろ書類とか、物も置かなければならな

いときもあります。そして、是非、もう一つお願いしたい、お願いというか、やはり、議長議長のあれをもう少し広く、もう少しって最低でも30cm移動せんと、このやっぱり、裏子というんか、黒子というんか、議長を支えんなん立場やると、いろんな法令、また規則の、今、現在でも足元へ置いてある状態ですからさね、やはり、瞬時のときは、やはり机の上に置いて、やはり、判断せんと、下からまた足元からいろんなものを取るということは、大変また遅れますし、そのへんを是非、考慮していただきたいということと。

それから、議長席は、できればできるほど理事者よりは後ろにせんと、いろいろ理事者側が挙手しておるときでも、真横やるとわかりにくいという点があります。そのへんを考慮できるかできんかということ、ちょっとお答え願いたいと思います。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

お答えをさせていただきます。最初のほうの1つ目の質問でございますが、これにつきましては、もう一度、先ほどの現場合合わせも含めまして、もう一度検討させていただきます。

それと、議長さんの席をできるだけ後ろへ、理事者と離してというイメージなんですけど、これも現場合合わせの部分がございまして、この縦というか、横というか、議長さん側から議員さん側の間隔がですね、教室で、相当幅が狭くなっております。横長な感じになりますので、今の範囲内で抑えた図面ございまして、そのへんも今お聞きいたしましたので、もう1cmでも2cmでも、5cmでも、調整できる部分は調整をさせていただきたいと思いますが、頭の中、ちょっと狭いと、傍聴席から近くなるとか、いろんなことがございまして、そのへんも現場で検討をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議会事務局長の机でございますが、今、900くらいになっていると思いますけど、これはですね、今、現在くらいは十分ありましたので、そのように考えさせていただきました。この部分の、この机につきましては、大きさが変わると単価が変わるかどうかということが、ちょっとございまして、そのへんも一遍調査をさせていただきます。ただ、あまり大きくはここもなりにくい部分がありますので、そのへんはご了承いただきたいと思います。少しでも検討の余地、余裕があれば、検討させていただきます。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

最後に、今の議会事務局長の、是非、それを最重要にさせていただきたいと思いますが、どうですかね、ご無理ですかね。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

これも早速、今日、ご承認をいただきましたら、落札業者を呼びまして、相談をさせていただきます。少しでも大きくできる部分があればさせていただきますが、議会事務局長の机につきましては、製品になっておりますので、そのへんの大きさが可能かどうか確認をさせていただきます。できる範囲内で調整をさせていただきます。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

いつもですけれども、執行部のですね、一般競争入札をやられたわけですね。その資料がないです。その資料をいただきたい。何社でやられたのかと。そして、可決されたらですね、私らの資料として持っておきたい。不可決になったら回収されたい。これ執行部はですね、そういう資料をお持ちなんですから、我々にその資料をですね、いただきたいですよ。どういう形で入札されたと。ちょっと執行部は他のことでもいいですけどね、ちょっと私たちに渡す資料がですね、少な過ぎますわ。それをお願いいたします。資料提出。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

前回のときもございまして、実は用意はしているんですけども、前もお話させていただいたとおり、議会の議決があつてからということでございしますが、議長の許可をいただいて、配付の許可をいただければ配付したいというふうに思っております。よろしいでしょうか。資料の配付です。

平野倅規議長

資料の配付は結構です。配付してください。

(資 料 : 配 付)

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

やはり、今後ですね、こういう入札にかかわる議会の議決がある場合はですね、議案の提出をですね、事前に配付するという事は、これは難しいと思うのですが、当日にですね、議員に配付してください。そして、議決になればですね、私らはこれを、何というんですか、保存しておくわけです。議決になればですね、当然、これは情報公開でなければならないことでしょう。だから、執行部ですね、議会の運営、こういうことの仕方はね、私は間違っていると思うのですよ。今、課長がですね、用意してくれておったんでいいんですけども、今後はそういうふうをお願いいたします。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

松永征也君。

12番 松永征也議員

議案第54号 紀北町役場新庁舎議場家具備品購入契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。本契約は、新庁舎議場の机、椅子、演壇等の備品を購入するものでありますが、すべてを新調しようとするものであります。現有の備品の中でも、使えるものは有効に使うべきであると私は考えます。本庁の財政状況の先行きであります。3年後には、合併特例措置は終了いたします。また、人口の減少が続いていることから、歳入の大層を占めるところの、町税及び地方交付税は、大幅に減少していく見通しであります。このような中で新庁舎の議場備品はすべて新調するという事であり、先音声、映像備品の購入を含めると、議場備品だけでも、実に4,100万円にもなっております。決して、将来に、子や孫につけを残してはなりません。使えるものは有効に使うべきであります。財政規律には、決して緩みなく、きめ細かな財政運営を図るべきであり、反対討論といたします。

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

ここで、樋口泰生君の除斥をときます。

(樋 口 泰 生 議 員 : 入 場)

平野倅規議長

続きまして、報告案件に移ります。

日程第5

平野倅規議長

日程第5 報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいま、議案第54号をご可決いただきまして、ありがとうございます。

それでは、1件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第8号 専決処分の報告についてであります。平成24年3月27日午前11時50分頃、三重県鈴鹿市山本町地内の東名阪自動車道上り68.7kmポスト付近におきまして、農林水産課職員が、追い越し車線への車線変更を行った際、後方確認が不十分であったため、追い越し車線を走行中の相手側車両と接触し、双方の車両を損傷させる事故が発生しました。

本損害賠償につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、本年10月15日、損害賠償額を11万9,089円として和解が成立いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

以上、1件の報告につきまして、ご説明申し上げましたが、このような事故が発生しないよう、

今後もより一層事故防止のための対策を講じ、事故が発生しないよう取り組んでまいりたいと思っております。誠に申し訳ありません。

平野倅規議長

報告第8号の専決処分の報告については、基本的には議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされておりますが、先ほどの説明において、内容等について、不明瞭な点があれば、説明を求めるということで、発言を許したいと思えます。発言される方はございませんか。

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

これも非常に資料不足ですね。いわゆる何人乗って、こういう事故が起こったのかと。そして、8月8日に専決処分第3号をやっていますね。これは平成24年6月22日の事故です。これは平成24年3月27日です。半年あまり経過しているんです。それに対する説明がない。

それから、交通安全のことをいろいろ毎年やっておりますながら、私の知っている限りでは、非常に事故が多すぎます。それに対して、懲罰なり、懲罰というんですか、資質を向上して、安全のことをやってみえとおっしゃるけども、そのへんのいわゆる、何というんですか、危機管理というのかな。そういうのが、私はなっていないと思うんです。この3つの点についてお尋ねいたします。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

私のほうから答えさせていただきます。まず、資料の中に入っていない部分でございますが、何名でという詳しいものがないということでございます。少し詳しく説明させていただきますと、名古屋の旅行会社のほうへ職員1人で紀北町における体験イベント等の打ち合わせ、PRに出かけた時の事故でございます。

それと、以前の3月27日の事故が今まであがっていないということでございますが、これにつきましては、示談の関係がございまして、相手方のほうには、早くからお話しはしてはしておりますが、向こうもそれだという話については、最終的に書類が届いたのが、あとになったというのが事実でございます。いろいろ中でお互いの会社、保険会社同士でいろいろ議論があったということも聞いております。

また、最後のご質問のどのような交通事故に対する対策等を、との質問だと思いますが、前回の議会でいろいろご指摘をいただきました。8月8日の臨時議会のときにも、いろいろいただきました。それで、私どもといたしましては、セーフティドライブ推進チームというのを以前から作ってございます。そちらのほうから、いただいた提言をもとに、現在、進めている交通事故に対する対策について、少しお話させていただきます。まず、現在、庁舎に鍵が財政課と、公用車につきましては財政課及び総務課、また、それぞれの課で持っている車も少しございます。そこにつきましては、職員同士で声を掛け合うということで、鍵を貸してくださいと、事故に気をつけて行ってくださいと、声掛け運動を始めました。また、役場庁舎内の事務所に安全運転宣言の貼り紙をさせていただきました。キーの置いてあるところ、また、廊下等にも貼らせていただいております。それで交通安全の喚起をしております。さらには、車に注意喚起のステッカーを公用車に貼らせていただいております。それと、公用車の紀北町という字が少し小さい車がございましたので、それを大きくして、これは紀北町の車ですよということで、町民の皆様からも目を光らせていただくというのも含めまして、そのようなこともさせていただいております。

最後に、職員の事故に対する処分等でございますが、今の目処で、今、第一法規のほうに最終のお願いをしておるところなんですけども、紀北町職員の交通法令違反及び事故に関する処分に対する規程、また、紀北町職員交通違反、交通事故による懲戒処分の手続及び効果に関する規定を洗い直しております。これにつきまして、今、精査をしております、11月中には、規程を生かしていきたいというふうに進んでおります。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

執行部ですね、より一層ですね、いわゆる緊張感を持った管理体制をお願い、そういうふうにやってみえるということで。

ただですね、11万9,089円というのは、これは100:0の事故でしょう。100:0の事故がですね、こない6ヵ月も延びるわけがないんであってね、これは人身がかんでおったの。これ11万9,000円って、100:0の事故でしょう。じゃないんですか。そのへんのところを。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

事故割合につきましては、90：10でございます。当方が90です。相手方が10。両方とも走っておったということで、90：10というふうに聞いております。ただ、これにつきましては、人身はかんでおりません。物損だけでございます。それと会社のほうには、早く、早くというふうに私どもからも申し述べておりましたが、向こうから話が来たのが遅かったというのが事実でございます。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

そうすると、今、総務課長の話では、いわゆるこちらの代理弁護士と、向こうの代理弁護人の話がこんだけ延びたということで理解してよろしいですか。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

はい。代理人同士というか、向こうの会社も含めて延びたということでございます。

平野倅規議長

次に、川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

先ほど、町長はたびたびですけど、このような事故を二度と起こさないような対策をとるとおっしゃいましたけど、先ほども前者議員も言いましたけど、半年前の事故ですからさね、具体的にどのような対策を講じるおつもりなのか。

それと、やはり、保険関係というんか、対人関係はなくても、いろいろ自損というか、対物というんかで、おそらく事故も起きておると思いますがさね、ここへ報告するまで、どのくらい民間でそういうような報告以外で起きておるんか。財政課長は、これは保険関係やでわかると思いますが、そのへん、町長の対策と、財政課長の報告以外の件数、それをお答えください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事故の割合でございますが、議員おっしゃるようになりますね、事故等損害賠償以外にも起こっております。軽微な事故も含めてですね。2010年には、事故件数12件で、うち損害賠償が2件でございます。そして、2011年が7件、損害賠償がそのうち3件でございます。そして、2012年が現在5件で、損害賠償が1件ということ、ごめんなさい。この以前までで5件の損害賠償1件ということですよ。

対策といたしましては、今、総務課長がですね、前者議員にもお答えさせていただきました。本当にいろいろと我々も事故を防ぐために検討もさせていただいております。そういう中、以前も申し上げましたが、職員も呼んでですね、担当課長も注意し、私も注意させていただいて、いろいろと補足しておりますが、こういった事故も多いのも事実でございます。何度も申し上げますが、事故防止のため、本当にどうすればいいかということ、これらをですね、今、検討していることも含めて、より一層注意喚起していきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

やはり、近くでもそうですけど、長距離なんかでも、同乗者、やはり、職員乗っておると思うんですね。前回でも、サークルKかな、なんかで後ろを見やんとバックでやったと。今回も、もちろん後ろの、予想されることは、近距離で急に追い越し車線に行ったと、後ろから来ているのを気がつかずに行っただというのが想定されますけど、それはともかく、やはり、理事者、また課長からのさね、もう少し職員に対するインパクトというんかさね、向こうは持たんのじゃないかと、何かこう、効き目のあるような指導をさね、していただきたいと思っておりますけどさね、そういうことも加えて、もっと厳しくというんか、事故のないような方向で理事者も努力しておると思っておりますけどさね、是非、そのように進めていただきたいと思っております。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長。

本当におっしゃるとおりで、毎回、お詫び申し上げているのが、本当に自分でも大変不甲斐ないかなと思っております。そういうことからですね、総務課とも、本当にいろいろ協議しまして、いろいろ対策しておりますので、職員にはですね、議員からもこういう叱咤をいただいたということですね、十分伝えてですね、そのところをより一層注意喚起をしていき

と思いますし、また、指導等もですね、していきたいと思いますので、どうかご理解をお願いいたします。

平野倅規議長

次に、入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この交通事故のね、運転手に対する管理というのはね、町長大変だと思うのですよ。しかし、町長もですね、紀北町の交通安全キャンペーンとか、いろんな交通安全にかかわるイベントにはですね、紀北町長として、トップとしてのね、協賛また一緒に町を歩いたりして、先頭に立ってやっている、その中で職員がこういう不祥事を起こすということはね、やはり、ちょっと欠けているんじゃないかなと。その中で町長、この専決問題に対して、私、いつも感じておったんやけど、これ、相手方はいいにしろ、悪いにしろ、皆、会社、個人名書いていますよね。運転手。そして、職員の場合は名前出てきたことがないんですよね。これはどういうことなんですか。何か規約でもあるんですか。名前を出せないんですか。ちょっと、そののところがちょっとお願いします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ここにあるいろいろ以前のときも、そういうご指摘もちょっとあったんですけど、今、こういったことでは、出さないという方向でやっているということでございます。

6番 入江康仁議員

いや、だから、出さない方向の規約があるのですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

懲戒処分とかの公開に対する規則等はございます。しかしですね、これは懲戒処分にも今のところあたっておりませんし、そういった規則の中ではですね、特にあたる規則というのはないわけなんです。ただ、してはいけないということはありません。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

実は、そこもね、事故の要因の1つになっているんじゃないかと思うんさね。ということは、役場職員そのもの自体がやった不祥事においてはですよ、皆でかばい合って名前を出さないようにしようという風潮にとられても仕方がないね、これ。相手方は良きにしろ、悪きにしろ、皆、会社、個人名出すわけですから。それで、我々はその中で誰がやったんか、どうかというものも把握しないものをね、専決処分として報告を受けても、これ、何にもどうしようもないですよ、これは。ただ、言うだけだったら議会は必要ないと思います。だから、私は、何か事故があったら、会社なんかでも社内のなんですか、いろんなポスターなんか作ってですね、誰々がどこどこで事故を起こしたと、これからも気を付けてくださいと、原因はこういうわけだったというようなね、各課でも全庁に貼れるようなことはできないんですか、町長。そやなけりゃ、これは減らないですよ。責任あってないようなもの。

まして、今、町の所有している車は100台以上あるんでしょう。その管理は大変なものだと思うけど、そこまでせな、これは減らないですよ。先ほど、百何台あると思うんだけど、財政課の管理と、それなら、使うだけのことだったらね、それは財政課に鍵を預けてあるというのは、その一部でしょう。担当課に張り付けている車もいっぱいあるわけなんでしょう。財政課で管理しているのは、何台くらいあるんですか。

それと、町長、その中でね、出張するときに、名古屋まで行く、1人でって、これもちょっとおかしいんじゃない。そのところはどうか。通常は2人ですよ。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀 秀俊財政課長

財政課管理の車の台数なんですが、26台で出張用ということでございます。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろと職員のことにつきましてはですね、検討しております。どういったことをですね、職員なり、課なりの責任というものをですね、どういう形でやっていこうかということも今、検討をしているのは事実でございます。そういった中で、ここに議決、報告案件の議案書の中の、こちらには名前を書いておりますけども、外へは報道等にはですね、個々の名前を付けて

いないというのは、以前のときに説明させていただきました。そういうことで、我々としても、本当に本人の自覚、それから課のですね、自覚も大切だということで、いろいろとどうすればいいかということを検討しております。そういったものを議員の皆様、今日ですね、ご意見もお聞きして、しっかりと管理をしていきたいなと思いますので、何とかご理解をお願いしたいと思います。

業務とかですね、そういった都合によりまして、1人のときもあるし、3人のときもあるということなんで、業務内容によって、2人、3人必要かということもございますので、そこらはどうですか、1人であろうが、3人であろうが、注意をですね、しっかりとやっていくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

社内のね、ポスターなんか貼ってどうだと、現実、こういう事故があった、こうだということとはね、はっきり言って、私は、普通の会社でもそうやっておるんです。なぜかというね、私の言いたいのは、事故を起こす子はね、人はね、課が変わって何回起こしてもわからないわけですね。課が変わったら。私どもの関連する会社なんかでも、起こす子は特定、何回も起こす可能性があるんです。はっきり言って。そして、起こさない子は起こさない。やはり、その子に1つの欠点を見出して、十分に注意を促すというようなことの観点からもね、やはり、私どもは、そういう名前とか、いろんな職員の名前を憶えておきたいわけですね。それなら、原因の追究もできるかわからんということもあって、町長にお尋ねしたわけですが、何分にも確かにね、百何人の職員と百何十台という車の管理は大変だと思うけど、しかし、町長はこの地域の交通安全協会、またキャンペーンに関しては、トップとしての代表として参加されておるんですから、やっぱりその重責を職員にですね、十分認識していただくよう努力して、事故を減らして欲しいと要望しておきます。答弁はいいです。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

職員の事故はあまりにも多いんじゃないかと思います。今回の事故はですね、高速道路での追い越し車線の、車線の変更の際に後方確認が不十分であったということですね。想像します

と、ゾッとするわけなんですけど、重大事故にもつながりかねないですね、あつてはならない事故であると思います。当町にはですね、職員事故事務取扱規定が制定されておりますが、これは機能しているのかどうかですね。その状況をお聞きいたします。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

今、議員さんのご質問にありました、紀北町職員事故事務取扱規定の件でございます。これにつきましては、現在、町長がですね、報告を受けた事故の中で特に重大な事故と認める場合につきましては、審査会に審査を要求するという事になってございます。実は、これも踏まえまして、交通事故につきましては、この部分から一部取り除いて、新たに11月中に、先ほど申し上げました規定により罰則等をやりたいということで、現在、進んでおります。ただ、議員がおっしゃいましたとおり、私が現職についてから、この事務の取り扱いによって、いろいろな調査等をしたことはございません。1件もなかったと認識しております。以上でございます。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

この規定はですね、処分だけじゃなしにですね、事故の原因の調査ですとか、事故の善後策、それにですね、再発防止、防ぐための適切な方策等をですね、審査することになっております。必要なことであると思いますのでね、きちんとした何というか、きちんと開いて、事故の防止に努めていただきたいと思いますというわけなんです。私はね、消防へちょっと問い合わせしましたんですけど、今年に入ってから交通事故によるですね、救急車の出動状況なんですけども、紀北町では、かなり急激に増えているということでありました。この1月から9月末までで、町内、紀北町69件、救急車が出動したということで、これはですね、前年の同期よりも21件も増えておるということでもあります。職員はですね、交通事故防止の指導的立場であるわけなんでね、職員が模範となってね、町内から交通事故を減らしていくというふうにすべきであると思います。どのようにお考えかですね、対応についてをお聞きしたいと思います。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、いろいろなところで、我々はですね、交通安全の協会とかですね、ミルミルウェーブ、率先してやっているわけがございます。そういうことからするとですね、我々が模範を示すべきだと思っております。そういった意味では、まだまだですね、厳しさの認識が足りないと、そのように思っております。そういうことからですね、今日、皆さん、いろいろご意見をいただいておりますので、それをですね、生かすように、より一層職員に対してですね、交通安全の意識を啓発していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

平野倅規議長

以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで報告案件については、聞き置くことといたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平野倅規議長

それでは、これで平成24年第5回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 41分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 11月 26日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 奥村 仁